



第6期地域福祉実践計画

～ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり～

令和7年度～令和11年度



はじめに

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族どうしの助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。

しかし、近年は高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、国は福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や地域資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

社会福祉協議会は、地域の実情に応じた地域福祉を創造する運動体であり、実践する事業体組織という特性から、白老町で展開されている地域共生社会の実現に向けた施策や制度に積極的にかかわり、従来以上に関係者との連携を深めなければなりません。

そのために白老町が策定する地域福祉計画と第6期地域福祉実践計画の策定を同時に進め、かつ、町内の地域福祉に関わりのある関係者との連携によって様々な視点から課題の抽出を図り、今後の地域福祉の在り方について議論を重ね、5年間の地域福祉実践計画の策定を行いました。

今後も白老町地域福祉実践計画の基本理念であります「ともに支え合う安心・安全・福祉の町づくり」を継続し、目標達成に取り組んで参りますので、この計画の実現に向け皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本地域福祉実践計画の策定に大変お忙しい中ご指導ご助言頂き、ご協力頂きました委員各位に深く感謝申し上げます。

令和7年6月

社会福祉法人 白老町社会福祉協議会
会長 山崎 宏 一

目 次

第 1 章 第 6 期地域福祉実践計画	…1
1 第 6 期地域福祉実践計画策定の背景と趣旨	
2 計画の期間	
3 地域福祉実践計画策定委員会の設置及び地域福祉実践計画の策定方法	
4 地域福祉実践計画の基本的な考え	
5 地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係	
第 2 章 社協と白老町の課題について	…4
1 社協の現状・課題	
2 白老町の現状・課題	
第 3 章 計画の基本的な考え方	…5
1 基本理念	
2 基本計画	
第 4 章 第 6 期地域福祉実践計画の具体的な施策・年次計画	…7
基本計画 1	
基本計画 2	
基本計画 3	
<資料編>	…9
資料 1 第 6 期地域福祉実践計画策定委員会等開催経過について	
資料 2 白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会設置要領	
資料 3 白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	

1 第6期地域福祉実践計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という我が国が直面している大きな課題は、地域福祉における人材不足や地域コミュニティの衰退、地域における高齢者の孤立化を引き起こし、さらには家庭内における引きこもりの高齢化といった新たな課題に直面しています。

このような社会背景の中で、各分野のいわゆる「縦割り」で整備された公的支援制度では、複雑化する地域課題に対応しきれていない状況にあることから、国は、「暮らし」や「しごと」を包括的に支えていく体制を整備し、複雑化する地域課題に対応していく考えにあります。

白老町社会福祉協議会(以下「社協」という。)では、白老町(以下「町」という。)が策定する地域福祉計画をはじめとする各々の計画と整合性を図り、地域福祉に携わる福祉関係者の提言、助言を得て地域住民をはじめ行政・福祉関係団体との連携のもと、時代に適応した地域福祉推進に向け「第6期地域福祉実践計画」を策定いたしました。

2 計画の期間

令和7年度～令和11年度までの5年間とします。

3 地域福祉実践計画策定委員会の設置及び地域福祉実践計画の策定方法

本計画は町が策定する第5期地域福祉計画と密接な連携を必要としていることから、行政担当課をはじめ、地域福祉を支える町内会連合会や民生委員児童委員協議会、地域福祉団体等から策定委員の参加を願い、様々な視点から多くの団体や地域住民の意見を反映した構成とし、また、本計画策定にあたり、地域福祉の実情と住民ニーズを的確に把握するため、町と共同による住民意識アンケート調査を実施いたしました。

このように、地域福祉に関わる関係者から掌握した地域課題や対応策、意見等を取り込み、協議・検討を重ねるために10名からなる第6期地域福祉実践計画策定委員会を設立し、計画の策定を進めました。

4 地域福祉実践計画の基本的な考え

地域福祉実践計画は、社協が地域福祉の充実に向けて、複雑・高度化する課題解決のため各関係機関、団体と連携を緊密にし、協働して地域福祉の充実に取り組むことや地域福祉を安定的に取り組むために社協の組織、運営、経営の発展強化に務めることの大きな二つの要素から構成されております。

近年、特に社会経済背景が目まぐるしく変化している中、「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標に社協が役割を果たし、地域福祉の充実を推進するものであります。





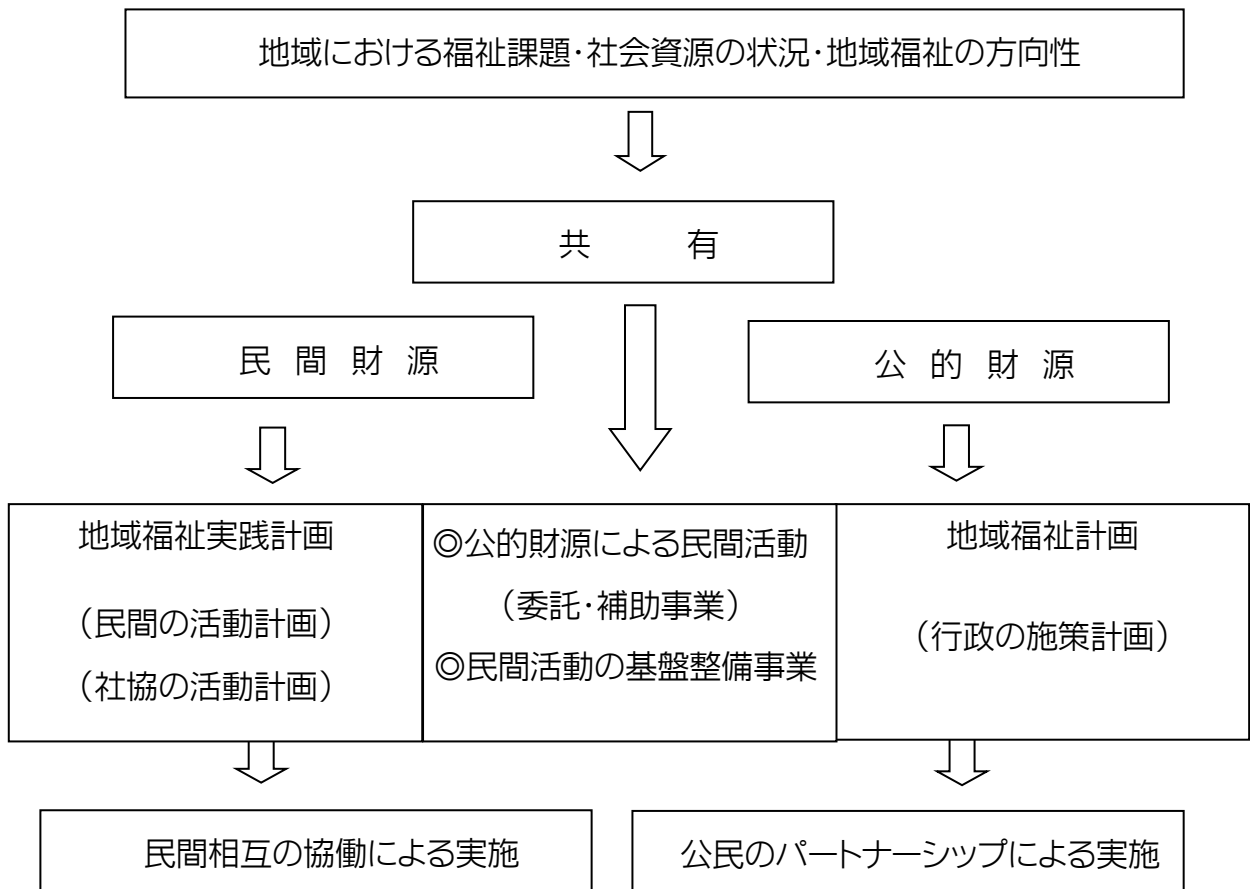
5 地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係

町が策定する「白老町地域福祉計画」は、町の地域福祉の方向性についてまとめた基本方針です。

社協が策定した「地域福祉実践計画」は、地域住民や地域福祉団体、ボランティア等が「地域福祉の担い手」として主体となって福祉活動するための活動計画です。

この二つの計画は共に地域福祉の充実と発展を目指すものであり、相互に整合性を図り、連携・協働・補完しあう関係を保ち、効率的な地域福祉の充実に向けて連動するものです。

地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係図





第2章 社協と白老町の課題

1 社協の現状・課題

社協は地域福祉を推進する組織として、地域住民の主体的な参加により、住民の生活起点となる「地域」において共に助け合い、誰もが安心して末長く充実した生活が送れるような「福祉のまちづくり」の推進に取り組んでおります。

しかし、職員の資質向上や専門知識を備えた職員の育成、さらには財政基盤の確立等の課題もあり、急速に移り変わる福祉環境に対応できる体制の構築に至っておらず、時代の変化に対応できる活動指針を関係する皆様に示していく必要があります。

また、介護保険制度導入以前より在宅支援事業を行ってきた経験から、地域福祉の実情や課題を古くから知る立場として、より一層、行政や民間事業所、関係団体と関係を深めていくことが不可欠となっております。

なお、近年多発する自然災害発生時には、災害ボランティアセンターの設置・運営の役割を担うことが想定されることから、災害時の体制整備を進めていきたいと考えております。

2 白老町の現状と課題

町の少子高齢化は全国平均を大きく上回り進んでおります。令和6年9月末時点では高齢化率が47パーセントとなり、人手不足や高齢者の孤立化、子育てへの悪影響が懸念されるとともに人間関係の希薄化が進行しています。以前の地域社会は、人と人のつながりを通してお互いが配慮し存在を認め合い、支え合えるような地域が各所に存在していたことを踏まえ、時代に即した形で「つながり」を再生する必要があります。

国においても、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」を目指すことを示していることから、本実践計画においても、基本コンセプトとして作り上げていくことが大きな柱となっております。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり

これまで地域福祉実践計画での中核的な部分は原則的に次期計画へ継承してきており、第6期計画においても反映させることを前提に、現在の地域福祉における複雑に絡む課題の解決を図るため、社協は地域住民に地域福祉活動を支援する中核機関として助言をはじめ福祉情報の提供や支援を積極的に実施するとともに、行政、町内会、民生委員児童委員協議会、関係機関と問題意識を共有し、解決に向け協働・連携を深めながら「誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくり」を目指すことがこの基本目標に深く込められております。

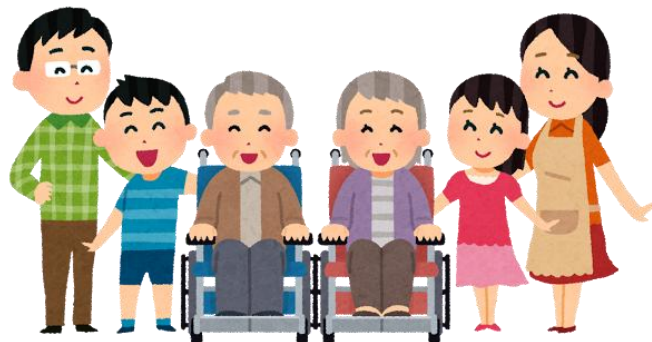
2 基本計画

基本目標を実現するために、白老町地域福祉計画に掲げる3つの基本計画を基に具体的な取り組みを進めてまいります。

基本計画1 福祉支援の仕組みづくり(基盤づくり)

基本計画2 地域福祉を支える人づくり(人づくり)

基本計画3 支え合い暮らしやすい地域づくり(地域づくり)



基本計画 1 福祉支援の仕組みづくり(基盤づくり)

地域福祉計画では、これまでの福祉制度が分野ごとに展開されており、近年はこれらの課題が複雑に連携していることの重要性を示しています。社協では、これまで実施してきた支援体制を維持するとともに、各分野の活動や情報を発信する企画、様々な関係機関との連携をさらに強化し、地域課題を的確に捉えた講座や情報発信に努めます。

〈町の取組〉

- (1)セーフティネット、権利擁護など分野横断的支援
- (2)制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築

〈社協の取組〉

- (1)日常生活自立支援事業など、支援を必要とする方への具体的支援
- (2)地域団体と連携したサロン活動等による気軽に相談できる場の提供

基本計画 2 地域福祉を支える人づくり(人づくり)

福祉・介護サービスの需要増加に反し深刻化する人材不足に対応するため、関係機関の協力を得て介護研修機会の継続開催に努めていきます。

また、地域内で活躍する人材が高齢かつ町内の様々な要職に重複して就かれており、後継人材の育成も早急な課題であることから、地域サロン活動やボランティア活動を通して人材発掘に努め、地域人材の育成に努めます。

〈町の取組〉

- (1)地域を担う人材の確保
- (2)地域福祉を支える人材の要請と育成

〈社協の取組〉

- (1)介護入門的研修ほか専門分野の研修機会の確保
- (2)介護保険事業の推進、ボランティア活動の推進

基本計画 3 支え合い暮らしやすい地域づくり(地域づくり)

地域共生社会の実現に向けた市町村の努力義務を的確に捉え、支え合いの環境づくりに努めます。

また、福祉部門のみならず、多様な機関との連携により、どの世代も生き生きと暮らせる社会そのものが福祉のまちづくりという目標を持ちながら、時代に即した取り組みを実践していきます。

〈町の取組〉

- (1)支え合いの地域づくり
- (2)暮らしやすいまちづくり

〈社協の取組〉

- (1)ふれあいサロン等コミュニティの場の整備
- (2)各種講座・研修機会の提供、福祉イベントの企画運営

第4章 第6期地域福祉実践計画の具体的な施策・年次計画

基本計画 1	福祉支援の仕組みづくり（基盤づくり）
--------	--------------------

主な取り組み	事業内容	年次計画				
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
日常生活自立支援事業など支援を必要とする方への具体的支援	日常生活自立支援事業の受託	○	○	○	○	○
	生活福祉資金の相談・貸付	○	○	○	○	○
	福祉機器の貸出	○	○	○	○	○
	フードバンク事業への協力	○	○	○	○	○
	歳末たすけ愛見舞金贈呈事業	○	○	○	○	○
	人工透析患者の送迎	○	○	○	○	○
	福祉有償運送事業の推進	○	○	○	○	○
	法人後見事業(新規)	試行	○	○	○	○
地域団体と連携したサロン活動による気軽に相談できる場の提供	地域サロン活動での相談業務	○	○	○	○	○
	子育てサロンでの相談業務	○	○	○	○	○
	新たな相談窓口の設置(新規)	検討	検討	○	○	○
その他	関係機関との連携	○	○	○	○	○
	地域福祉人材の発掘・育成	新規	○	○	○	○
	寄付意識の向上(共募)	○	○	○	○	○

基本計画 2	地域福祉を支える人づくり（人づくり）
--------	--------------------

主な取り組み	事業内容	年次計画				
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
介護入門的研修ほか専門分野の研修機会の確保	介護入門的研修の開催	○	○	○	○	○
	生活援助従事者研修の開催	○	○	○	○	○
	介護職員初任者研修の開催	○	○	○	○	○
	ボランティアの育成・研修	○	○	○	○	○
介護保険事業の推進	訪問介護事業の推進	○	○	○	○	○
	居宅介護事業の推進	○	○	○	○	○
	居宅介護支援事業の推進	○	○	○	○	○
	通所介護事業の推進	○	○	○	○	○
	介護事業の経営安定化	○	○	○	○	○
その他	福祉関係団体への支援(助成)	○	○	○	○	○
	福祉関係団体への支援(運営)	○	○	○	○	○
	地域資源(ヒト・モノ)の発掘	○	○	○	○	○



基本計画 3	支え合い暮らしやすい地域づくり(地域づくり)
--------	------------------------

主な取り組み	事業内容	年次計画				
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
ふれあいサロン等コミュニティの場の整備	地域サロン活動の運営支援	○	○	○	○	○
	子育てサロンの開催	○	○	○	○	○
	とくいの銀行活動支援	○	○	○	○	○
	小地域ネットワーク事業の推進	○	○	○	○	○
各種講座、研修 機会の提供	出前講座の実施	○	○	○	○	○
	ボランティア講座の開催	○	○	○	○	○
	福祉体験講座・研修の開催	○	○	○	○	○
	防災講座の開催	○	○	○	○	○
	福祉イベントの企画運営	検討	試行	○	○	○
その他	教育関係機関との連携	○	○	○	○	○
	町内会との連携	○	○	○	○	○
	民生委員児童委員との連携	○	○	○	○	○
	防災関係団体との連携	○	○	○	○	○
	サロン運営者との連携	○	○	○	○	○
	子育て団体・組織との連携	○	○	○	○	○
	介護支援専門員連絡協議会との連携	○	○	○	○	○





<資料 1>

第6期地域福祉実践計画 策定経過

年 月 日	委 員 会	内 容
令和7年 1月20日	第1回策定委員会	委員委嘱10名 策定正副委員長選任 実践計画の概略・策定要領の説明
令和7年 2月25日	第2回策定委員会	白老町福祉計画との関わり 第6期地域福祉実践計画基本計画 実践項目、実践事業の審議
令和7年 3月25日	第3回策定委員会	第6期地域福祉実践計画最終確認
令和7年 3月31日		第6期地域福祉実践計画答申



白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 白老町社会福祉協議会(以下「白老社協」という)は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく「白老町地域福祉計画」に対応した「白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画」の策定に関し、広く町民各層から意見を反映させ、白老町の地域福祉の推進と時代にあった白老社協組織・活動の発展強化を図るため、白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画について協議、検討する。

(組織)

第3条 委員会は白老社協会長が委嘱する10名をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定が終了する時までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は委員会委員をもって組織し構成する。
- 3 部会の部会長は各部会で選出する。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、白老町社会福祉協議会において行う。

附則

この要領は平成18年11月21日より施行する。

この要領は令和元年10月16日一部改正する。

<資料 3> 白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員名簿

委嘱期間 第6期地域福祉実践計画策定の終結まで

役職	氏名	所属
委員長	条田 正博	白老町町内会連合会 会長
副委員長	堂前 文男	社会福祉法人天寿会 理事長
	吉田 末治	白老町民生委員児童委員協議会 会長
	尾美 香	白老町精神障害者家族会はまなす会 会長
	北平 保	社会福祉法人白老宏友会 理事長
	今野 秀俊	白老町歯科医師協議会 会長
	関東 英政	白老町立虎杖小学校 校長
	西村 篤子	NPO 法人お助けネット 副代表
	森 誠一	白老町地域包括支援センター センター長
	渡辺 博子	白老町健康福祉課 課長

事務局

池田 誠	事務局長
(兼)池田 誠	地域福祉課長
喜納 悠介	地域福祉課主査
十文字 優子	地域福祉課主任



発行 社会福祉法人白老町社会福祉協議会

〒059-0904 白老町東町4丁目6番7号 白老町総合保健福祉センター内

tel0144-82-6306 fax0144-82-6308

URL <http://www.shiraoi-syakyo.com>

e-mail info@shiraoi-syakyo.com